

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人前田特許事務所 様 〒530-0004 日本国 大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 新ダイ ビル23階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 D19-465W0-Z	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">31.03.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2020/003200	国際出願日 (日.月.年) 29.01.2020	優先日 (日.月.年) 28.03.2019
国際特許分類 ( I P C ) F04D 29/056(2006.01)i; F04D 29/28(2006.01)i FI: F04D29/056 B; F04D29/28 C		
出願人 (氏名又は名称) style="text-align: center;">ダイキン工業株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 style="text-align: center;">10.03.2020	権限のある職員（特許庁審査官） style="text-align: center;">田谷 宗隆 30 3518  電話番号 03-3581-1101 内線 3358
--	---	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2012-251529 A (ダイキン工業株式会社) 20.12.2012(2012-12-20)

図1-6 (ファミリーなし)

文献2 : US 2016/0201686 A1 (ROBERT BOSCH GMBH) 14.07.2016(2016-07-14)

段落 [0001], 図1-3

& WO 2015/028169 A1 明細書第1ページ第10-21行、図1-3

& DE 102013217261 A1 & CN 105492777 A

文献3 : JP 2004-162559 A (石川島播磨重工業株式会社) 10.06.2004(2004-06-10)

段落 [0025] - [0027], 図2-4 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2-3より進歩性を有さない。

文献1には、軸方向に延び且つ回転可能な軸部材(52、152)と、前記軸部材の端部に設けられたハブ(12a、112a、122a)、及び、当該ハブの外周面に設けられた複数の羽根(12b、112b、122b)を有するインペラ(12、112、122)とを備え、前記インペラは、軸方向外側に向けて先細りする形状を有する遠心圧縮機が示されている。

つまり、文献1に示された遠心圧縮機は、インペラにおける少なくとも軸方向外側の端部に、複数の羽根の径方向外周と接合され且つ複数の羽根の少なくとも一部を径方向外側から覆う被覆部材が設けられ、被覆部材の径方向外側に、インペラを回転自在に支持する第1の軸受が設けられる構成でない点で請求項1に係る発明と相違している。

一方、インペラにおける少なくとも軸方向外側の端部に、複数の羽根の径方向外周と接合され且つ複数の羽根の少なくとも一部を径方向外側から覆う被覆部材を設け、被覆部材の径方向外側に、インペラを回転自在に支持する第1の軸受を設ける技術は、例えば文献2-3に示されたように周知であり、文献1に示された遠心圧縮機に当該周知の技術を採用することは、当業者にとって容易に想到できたものである。

請求項2-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2-3より進歩性を有さない。

文献2-3には、それぞれ、被覆部材(文献2の符号75、文献3の符号12c)が、複数の羽根の全体を覆うシユラウドであることが示されている。

また、文献2には、第1の軸受が、気体軸受であることも示されている。

請求項4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2-3より進歩性を有さない。

文献3(図3)には、第1の軸受(18)と、軸部材の径方向外側に、軸部材を回転自在に支持する第2の軸受(18)とを併用する事項が開示されており、文献1に示された遠心圧縮機において、第1の軸受を設けると共に、軸部材の径方向外側で軸部材を回転自在に支持する第2の軸受(55、56)を併用することは、当業者であれば容易に想到可能である。

また、文献1には、インペラが、軸部材の両端部にそれぞれ設けられていることが開示されているところ、文献2には、軸部材(40)の両端部にそれぞれ設けられた各インペラの被覆部材(75、175)に対して第1の軸受がそれぞれ設けられることが示されている。